

「別添 保有個人情報の不開示情報該当性に関する基準」新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>1 開示請求者に関する情報 <u>(個人情報保護法第78条第1項第1号)</u> についての判断基準</p> <p><u>個人情報保護法第78条第1項第1号</u>が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。</p> <p>2 開示請求者以外の個人に関する情報 <u>(個人情報保護法第78条第1項第2号)</u> についての判断基準</p> <p>(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 <u>(個人情報保護法第78条第1項第2号本文)</u> について</p> <p>ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、<u>個人情報保護法第78条第1項第3号</u>の規定により判断する。</p> <p>イ 「その他の記述等」とは、<u>文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人情報保護法第2条第2項に規定する個人識別符号を除く。）をいう。</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等 <u>(個人情報保護法第78条第1項第2号イ)</u> について</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 <u>(個人情報保護法第78条第1項第2号ロ)</u> に</p> | <p>1 開示請求者に関する情報 <u>(個人情報保護法第78条第1号)</u> についての判断基準</p> <p><u>個人情報保護法第78条第1号</u>が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。</p> <p>2 開示請求者以外の個人に関する情報 <u>(個人情報保護法第78条第2号)</u> についての判断基準</p> <p>(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 <u>(個人情報保護法第78条第2号本文)</u> について</p> <p>ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、<u>個人情報保護法第78条第3号</u>の規定により判断する。</p> <p>イ 「その他の記述等」とは、<u>氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて含まれる。</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等 <u>(個人情報保護法第78条第2号イ)</u> について</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 <u>(個人情報保護法第78条第2号ロ)</u> について</p> |

ついて

(略)

(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報 (個人情報保護法第78条第1項条第2号ハ) について

ア (略)

イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、個人情報保護法第78条第1項第2号イに該当する場合には開示する。

(略)

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報 (個人情報保護法第78条第1項第3号) についての判断基準

(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報 (個人情報保護法第78条第1項第3号本文) について

ア 「法人その他の団体」(以下「法人等」という。)には、株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護法第78条第1項第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同項第7号の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を

(略)

(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報 (個人情報保護法第78条第2号ハ) について

ア (略)

イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、個人情報保護法第78条第2号イに該当する場合には開示する。

(略)

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報 (個人情報保護法第78条第3号) についての判断基準

(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報 (個人情報保護法第78条第3号本文) について

ア 「法人その他の団体」(以下「法人等」という。)には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護法第78条第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同条第7号の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有

有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、個人情報保護法第78条第1項第2号の不開示情報に当たるかどうかとも検討する必要がある。

ウ (略)

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 (個人情報保護法第78条第1項第3号ただし書) について

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は個人情報保護法第78条第1項第3号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ (個人情報保護法第78条第1項第3号イ) について

ア・イ (略)

(4) 任意に提供された情報 (個人情報保護法第78条第1項第3号ロ) について

ア～カ (略)

キ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情

する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、個人情報保護法第78条第2号の不開示情報に当たるかどうかとも検討する必要がある。

ウ (略)

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 (個人情報保護法第78条第3号ただし書) について

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は個人情報保護法第78条第3号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ (個人情報保護法第78条第3号イ) について

ア・イ (略)

(4) 任意に提供された情報 (個人情報保護法第78条第3号ロ) について

ア～カ (略)

キ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報

報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、[個人情報保護法第78条第1項第3号ロ](#)には該当しない。

4 国の安全等に関する情報 ([個人情報保護法第78条第1項第4号](#)) についての判断基準

(1) (略)

(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」(我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力等)の事務局等を含む。以下「他国等」という。)との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報は、[個人情報保護法第78条第1項第4号](#)に該当する。

(3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉(過去のものを含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報は、[個人情報保護法第7](#)

の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、[個人情報保護法第78条第3号ロ](#)には該当しない。

4 国の安全等に関する情報 ([個人情報保護法第78条第4号](#)) についての判断基準

(1) (略)

(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」(我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力等)の事務局等を含む。以下「他国等」という。)との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報は、[個人情報保護法第78条第4号](#)に該当する。

(3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉(過去のものを含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報は、[個人情報保護法第78条第4号](#)

8条第1項第4号に該当する。

5 公共の安全等に関する情報 (個人情報保護法第78条第1項第5号) についての判断基準

(1) ～(2) (略)

(3) 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第1編第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することによりこれら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、個人情報保護法第78条第1項第5号に該当する。

(4) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、個人情報保護法第78条第1項第5号に該当する。

(略)

一方、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのな

に該当する。

5 公共の安全等に関する情報 (個人情報保護法第78条第5号) についての判断基準

(1) ～(2) (略)

(3) 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第1編第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することによりこれら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、個人情報保護法第78条第5号に該当する。

(4) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、個人情報保護法第78条第5号に該当する。

(略)

一方、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのな

い行政警察活動に関する情報については、同項第7号の規定により判断する。

6 審議、検討等に関する情報(個人情報保護法第78条第1項第6号)についての判断基準

(1) ～(5) (略)

(6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、個人情報保護法第78条第1項第6号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

(略)

7 事務又は事業に関する情報(個人情報保護法第78条第1項第7号)についての判断基準

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(個人情報保護法第78条第1項7号本文)

(略)

(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(個人情報保護法第78条第1項第7号ハ)

ア (略)

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥

い行政警察活動に関する情報については、同条第7号の規定により判断する。

6 審議、検討等に関する情報(個人情報保護法第78条第6号)についての判断基準

(1) ～(5) (略)

(6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、個人情報保護法第78条第6号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

(略)

7 事務又は事業に関する情報(個人情報保護法第78条第7号)についての判断基準

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(個人情報保護法第78条第7号本文)

(略)

(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(個人情報保護法第78条第7号ハ)

ア (略)

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当

当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、個人情報保護法第78条第1項第7号ハに該当する。

(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(個人情報保護法第78条第1項第7号ニ)

(略)

(4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(個人情報保護法第78条第1項第7号ホ)

(略)

(5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(個人情報保護法第78条第1項第7号ヘ)

(略)

(6) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(個人情報保護法第78条第1項第7号ト)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、個人情報保護法第78条第1項第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、個人情報保護法第78条第7号ハに該当する。

(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(個人情報保護法第78条第7号ニ)

(略)

(4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(個人情報保護法第78条第7号ホ)

(略)

(5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(個人情報保護法第78条第7号ヘ)

(略)

(6) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(個人情報保護法第78条第7号ト)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、個人情報保護法第78条第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

